

一般社団法人 日本精神科救急学会
第2回認定施設・指導医認定審査のお知らせ（第1報）

2022年6月
一般社団法人日本精神科救急学会
理事長 杉山 直也
認定医制度委員会
委員長 伊豫 雅臣

世界の精神医療が「脱施設化」される中、日本の脱施設化は大きく遅れて、未だに精神病床数は世界の中でも最も過剰であり、かつ入院期間も桁違いに高くやはり世界最長である。

このように世界に劣る本邦の精神医療の改善にチャレンジするために本学会は存在する。本学会に所属する精神科病院並びに精神科医はこのような世界では当然だが本邦では困難な課題に挑戦してきている。

今回開始される認定医制度による認定施設、認定医、指導医はこのような志を有し、救急対応を実践する各医療機関、各医師の称号である。ぜひ、本制度に賛同し、認定施設、認定医、指導医として本邦の精神医療の改善をリードし、近い将来、真の意味での世界の精神医療のトップとなる存在となっていただきたい。

日本精神科救急学会認定医制度に基づき、第2回認定施設及び指導医暫定申請を実施いたします。

有資格者は、認定医制度における認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規第1章第1条、第2章第7条に該当する方です。申請書類の作成要綱、提出期限等の詳細につきましては、認定医制度規則、認定医制度規則施行細則、認定医制度における認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規、申請の手引きをご覧ください。

なお、今回の申請は、暫定措置申請です。第2回認定施設の暫定措置提出期間は2022年9月1日～2022年9月30日、および第2回指導医の暫定措置提出期間は2022年12月1日～2023年1月10日までです。

詳細につきましては、後述の認定医制度規則、認定医制度規則施行細則、認定医制度における認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規、申請の手引き等をご覧ください。

日本精神科救急学会第2回認定施設・指導医認定審査のお知らせ	P. 1～P. 2
第2回認定施設暫定審査についての手引き	P. 3～P. 4
第2回指導医暫定審査についての手引き	P. 5～P. 7
認定医制度規則・施行細則・認定医制度における認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規の改訂について（ご報告と予定）	P. 8～P. 9
認定医制度規則	P. 10～P. 13
認定医制度規則施行細則	P. 14～P. 15
認定医制度における認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規	P. 16～P. 17

日本精神科救急学会認定医制度
： 認定施設
第 2 回認定施設暫定審査についての手引き

2022 年 6 月

一般社団法人日本精神科救急学会

理事長 杉山 直也

認定医制度委員会

委員長 伊豫 雅臣

日本精神科救急学会は、日本精神科救急学会認定医制度規則、同施行細則、および認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規に基づき、第 2 回認定施設認定審査を下記の要領で実施いたします。

1. 暫定認定施設認定申請の資格

暫定認定施設認定申請の資格は、認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規第 1 章、第 1 条の申請資格を有した施設です。

第 1 条 暫定認定施設認定の申請

本制度発足から 2 年間に限り、暫定的に一般社団法人日本精神科救急学会認定施設（以下、「暫定認定施設」という。）認定の申請を行うことができ、また、在職する暫定指導医 1 名だけで暫定認定施設として認定されれば、制度発足から 3 年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができ、その申請を行う施設は、以下の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本精神神経学会研修施設のうち精神科救急医療サービスを提供できる、細則に定める設備・体制等を有すること。
2. 1 名以上の本学会暫定指導医相当のものが在職すること。ただし、細則第 10 条に定める猶予が認められる場合は、この限りではない。
3. 細則に定める研修カリキュラムを有し、その研修を実施できること。

2. 認定審査用書類

認定医制度規則施行細則第 3 条、認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規第 1 章、第 2 条に基づき、1)～3)の認定審査書類データを記録媒体 (USB メモリ)に記録し、**簡易書留またはそれに準じる方法**でご提出ください。

※申請書類データをメール添付にて事務局へご提出いただいても申請は受け付けませんので、ご注意ください。

なお、様式 10 および様式 11 につきましては、日本精神科救急学会ホームページよりフォーマットをダウンロードして、ご使用ください。

認定審査用書類は下記ホームページよりダウンロードが可能です。

URL : <http://www.jaep.jp/shidou.html>

日本精神科救急学会 > 日本精神科救急学会認定医制度 > 書類ダウンロード > 認定医制度認定審査用書類

- 1) 施設認定申請書 (様式 10)
- 2) 精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書
(精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど)
- 3) 研修カリキュラム (様式 11)

3. 書類提出期間

2022年9月1日～2022年10月10日 (消印有効)

4. 書類送付先

認定審査提出書類(USB メモリ)は、**簡易書留またはそれに準じる方法**で委員会へ送付してください。

※申請書類データをメール添付にて事務局へご提出いただいても申請は受け付けません。

ご注意ください。

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

(株)春恒社 学会事業部内

(社)日本精神科救急学会 認定医制度委員会 宛

※なお、暫定認定施設に於いては、認定審査料・認定料はございません。

5. 暫定認定施設認定書類審査の実施時期

2022年11月中旬頃までに実施いたします。

6. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、認定医制度委員会および理事会の議を経て認定された施設に通知します。

本学会暫定認定施設証は追って送付します。

7. 申請書類記入・作成に関する注意事項

- 1) ダウンロードした書類に作成してください。
- 2) 手書きでなく、パソコン入力にて作成をお願いします。
- 3) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 4) 認定医研修施設認定申請書(様式 10)の本学会指導医・認定医一覧は申請予定者が分かれば記載ください。
- 5) 研修カリキュラム(様式 11)の④研修指導医は指導医申請予定者が分かれば記載ください。

8. 問い合わせ先

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

(株)春恒社 学会事業部内

(社)日本精神科救急学会 認定医制度委員会 宛

E-mail: jaep@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mailにてお願いいたします。

日本精神科救急学会認定医制度
： 指導医
第 2 回指導医暫定審査についての手引き

2022 年 6 月
一般社団法人日本精神科救急学会
理事長 杉山 直也
認定医制度委員会
委員長 伊豫 雅臣

日本精神科救急学会は、日本精神科救急学会認定医制度規則、同施行細則、および認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規に基づき、第 2 回暫定指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

1. 暫定指導医認定審査申請者の資格

暫定指導医認定審査申請者の資格は、認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規第 2 章、第 7 条の申請資格を有した者です。

****認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規****

第 2 章 暫定指導医認定について

第 7 条 暫定指導医の申請

本制度発足から 2 年間に限り、暫定的に一般社団法人日本精神科救急学会指導医(以下、「暫定指導医」という。)認定の申請を行うことができ、制度発足から 3 年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができ、その申請を行うものは、以下の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本国の医師免許証を有すること
2. 申請時に日本精神神経学会専門医及び指導医を有していること
3. 申請時に精神保健福祉法の定める精神保健指定医の資格を有すること
4. 申請時において、継続して 5 年以上本学会の会員であること ※1
5. 第 1 章の暫定認定施設で常勤（同一施設で週 4 日以上勤務）として 3 年以上勤務していること ※2

※1: 上記内規第 7 条において 1, 2, 3, 5 を満たしている場合、4 の本学会会員年数は、2024 年 3 月末で継続して 5 年以上であれば申請時に 5 年未満であっても特定暫定指導医として申請できます。(認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規 附則第 1 条より)
特定暫定指導医として申請される場合も下記に従って、申請してください。

※2: ご自身の勤務施設が現時点で暫定認定施設でない場合、「急性期治療病棟、救急入院料病棟」の施設であれば、その施設を見做し暫定認定施設とし、暫定認定施設での勤務歴と同等と見做して、申請出来ます。但し、見做し暫定認定施設は申請手続き上のものであり、認定医研修が認められた『暫定認定施設』ではございません。実際に暫定指導医として認定医研修を行うには、現所属先や今後の勤務先が（暫定）認定施設である必要がございますので、施設へご確認ください。

なお、第 2 回暫定認定施設が認定されるのは 2022 年 11 月中旬以降です。
ホームページ上に公示いたします。
提出期間も暫定指導医申請は 2022 年 12 月 1 日～2023 年 1 月 10 日です。

2. 認定審査用書類

認定医制度規則施行細則第3条, 認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規第2章第8条に基づき1)～6)の認定審査書類認定審査書類データを記録媒体(USBメモリ)に記録し、**簡易書留またはそれに準じる方法**でご提出ください。

※申請書類データをメール添付にて事務局へご提出いただいても申請は受け付けませんので、ご注意ください。

なお、様式6, 2, 7につきましては、日本精神科救急学会ホームページよりフォーマットをダウンロードして、ご使用ください。

認定審査用書類は下記ホームページよりダウンロードが可能です。

URL : <http://www.jaep.jp/shidou.html>

日本精神科救急学会 > 日本精神科救急学会認定医制度 > 書類ダウンロード > 認定医制度認定審査用書類

- 1) 指導医認定申請書 (様式6)
- 2) 履歴書 (様式2)
- 3) 日本精神神経学会専門医証 (写し)
- 4) 日本精神神経学会指導医証 (写し)
- 5) 申請まで3年以上従事したという認定施設管理者の証明書 (様式7)

※見做し暫定認定施設で申請の場合は、認定施設管理者の証明書の他、

「急性期治療病棟、救急入院料病棟」での病院であることが分かる書類を併せてご提出ください。

例) 急性期治療病棟、精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど

- 6) 審査料・認定料振込証明書 (写し)

3. 認定審査料・認定料

40,000円(審査料:30,000円・認定料:10,000円)を所定の口座にお振り込み下さい。

なお、既納の審査料は返還しません。

※個人名でご入金いただけますようお願い申し上げます。

(申請者名と照合の為、病院名で複数名まとめてのご入金はお控えいただけますようお願いいたします。)

4. 書類提出期間

2022年12月1日～2023年1月10日(消印有効)

5. 書類送付先および認定審査料・認定料振込先

認定審査提出書類(USBメモリ)は、**簡易書留またはそれに準じる方法**で委員会へ送付してください。

※申請書類データをメール添付にて事務局へご提出いただいても申請は受け付けません。

ご注意ください。

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

(株)春恒社 学会事業部内

(社)日本精神科救急学会 認定医制度委員会 宛

■振込口座■

銀行名：みずほ銀行

店名：高田馬場支店（064）

口座番号：普通 4077950

口座名：一般社団法人 日本精神科救急学会 代表理事 杉山 直也

(イッパ^ンシヤ^ダンホ^クジ^ンホセ^イシ^ンキョ^ウカ^ガツ^カイ^ダイヨウ^ジ スギヤマ ナオ)

6. 暫定指導医認定書類審査の実施時期

2022年2月末日までに実施いたします。

7. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、認定医制度委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知し、本学会会員報告会および機関誌などにおいて公示されます。なお合格者に対して、理事長が本学会暫定指導医証を本人に送付します。

8. 申請書類記入・作成に関する注意事項

- 1) ダウンロードした書類に作成してください。
- 2) 手書きでなく、パソコン入力にて作成をお願いします。
- 3) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 4) 指導医認定申請書(様式6)の本学会認定医番号は、今回記入不要です。
- 5) 認定施設勤務証明書(様式7)の本学会指導医番号は、今回記入不要です。
- 6) 認定施設勤務証明書(様式7)は研修施設（認定施設）の公印または施設長の職印を押印ください。

9. 問い合わせ先

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

(株)春恒社 学会事業部内

(社)日本精神科救急学会 認定医制度委員会 宛

E-mail: jaep@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mailにてお願いいたします。

認定医制度規則・施行細則・認定医制度における認定施設及び指導医の
暫定措置に関する内規の改訂について（ご報告と予定）

認定医制度規則

2022年度代議員総会(2022年9月)にて承認後、改定を予定しております。

※本会告には現制度規則を掲載しておりますこと、ご了承ください。

	改定前	改定後
変更追記	<p>附則</p> <p>第1条 本規則は、2021年5月8日から施行する。</p> <p><u>第2条</u> 本規則の施行に関する細則は別に定める。</p> <p><u>第3条</u> 過渡的措置期間における受験資格要件</p> <p>1. 過渡的措置の期間は本制度施行後2年間とする。</p> <p>2. 認定医は、申請時までに第6条1、2、3、4、6に加え、本学会認定施設にて2年以上常勤の<u>精神科救急医として勤務し</u>、申請時においても勤務していること。</p> <p>3. 指導医は、本学会認定医の条件を満たし、第17条1、2、3、4を満たしていること。</p>	<p>附則</p> <p>第1条 本規則は、2021年5月8日から施行する。</p> <p><u>第2条</u> 本制度は、2022年4月1日より施行する。</p> <p><u>第3条</u> 本規則の施行に関する細則は別に定める。</p> <p><u>第4条</u> 過渡的措置期間における受験資格要件</p> <p>1. 過渡的措置の期間は本制度施行後2年間とする。</p> <p>2. 認定医は、申請時までに第6条1、2、3、4、6に加え、本学会認定施設にて2年以上常勤の<u>精神科医として精神科救急医療に従事し</u>、申請時においても勤務していること。</p> <p>3. 指導医は、本学会認定医の条件を満たし、第17条1、2、3、4を満たしていること。</p> <p><u>第5条</u> 2022年9月〇日 附則改正</p>

認定医制度施行細則

2022年3月26日 に改定いたしました。

	改定前	改定後
変更	<p>第3条 すべての申請書類は、正本1通、コピー2通の合計3通を書留郵便にて認定医制度委員会まで郵送する。</p>	<p>第3条 すべての申請書類は、認定医制度委員会が<u>年度ごとに公示する申請の手引きにて指定した方法</u>で、認定医制度委員会まで提出する。</p>
	<p>第10条 以下に示す場合、本規則28条、第2項を満たさなくても、認定施設としての資格を維持して、その機能を全般的あるいは部分的に認める猶予期間を定める。</p>	<p>第10条 以下に示す場合、本規則28条、第2項を満たさなくても、認定施設としての資格を維持して、その機能を全般的あるいは部分的に認める猶予期間を定める。</p>

変更	<p>1. 在職する指導医 1 名だけで、制度発足から 3 年間に限り、認定施設の申請をすることができる。</p> <p>2. 在職する指導医 1 名だけで認定施設として認定されれば、制度発足から 3 年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができる。</p> <p>3. 在職する指導医が 1 名の認定施設において、在職する認定医がいなくなった場合、<u>1 年間に限り</u>、認定施設として資格を保持することができ、認定医及び指導医の養成をすることができる。</p> <p>4. 在職する認定医が 1 名以上の認定施設において、在職する指導医がいなくなった場合、<u>1 年間に限り</u>、認定施設として資格を保持することができ、認定医の養成をすることができる。なお、この場合は在職する認定医が、研修カリキュラムの実施を代行することができる。</p>	<p>1. 在職する指導医 1 名だけで、制度発足から 3 年間に限り、認定施設の申請をすることができる。</p> <p>2. 在職する指導医 1 名だけで認定施設として認定されれば、制度発足から <u>4 年間に限り</u>、認定医及び指導医の養成をすることができる。</p> <p>3. 在職する指導医が 1 名の認定施設において、在職する認定医がいなくなった場合、<u>原則1年間</u>、認定施設として資格を保持することができ、認定医及び指導医の養成をすることができる。</p> <p>4. 在職する認定医が 1 名以上の認定施設において、在職する指導医がいなくなった場合、<u>原則1年間</u>、認定施設として資格を保持することができ、認定医の養成をすることができる。なお、この場合は在職する認定医が、研修カリキュラムの実施を代行することができる。</p>
追記		<p><u>附則</u> <u>第1条 2022年3月26日 施行細則改定</u></p>

認定医制度における認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規

2022年3月26日 に改定いたしました。

	改定前	改定後
追記		<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 特定暫定指導医について</u></p> <p>第7条において1,2,3,5を満たしている場合、4の本学会会員年数は、2024年3月末で継続して5年以上であれば申請時に5年未満であっても特定暫定指導医として申請できる。</p> <p><u>第2条 特定認定施設について</u></p> <p>常勤精神科医師数が8名に満たない医療機関が、第1条1,2,3第2条1,2,3を満たしている場合、特定認定施設の申請を行うことができる。特定認定施設は、指導医1名で、認定医及び指導医の養成ができる。特定認定施設の認定期間は1年で、連続して申請することを妨げない。</p>

一般社団法人 日本精神科救急学会
認定医制度規則

制定 2021年10月22日

第1章 総則

第1条 本制度は、精神科救急医療に優れた学識と高度の技能および倫理観を備え、救急対応を実践する臨床医を養成し、それを鼓舞し、我が国の精神科救急サービスの均質化と質の向上を図り、もって我が国の精神医療に貢献するものである。

第2条 日本精神科救急学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、本学会認定医（以下、認定医）、本学会認定指導医（以下、指導医）、および本学会認定施設の制度を設け、認定医、指導医、および認定施設の認定などに関する規則を定める。

第2章 認定医制度委員会

第3条 認定医、指導医、および認定施設の認定および関連する業務を行うために、認定医制度委員会を設置する。

1. 認定医制度委員会の委員は、理事会が選出し、代議員の議決を経て、理事長が委嘱する
2. 認定医制度委員会には、委員長1名、委員若干名を置く
3. 委員長は、委員の互選により選出する

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない

第5条 認定医制度委員会はその責務のために以下の部会を置く。

1. 認定医及び指導医審査部会を置き、部会長1名、委員若干名
2. 研修施設審査部会を置き、部会長1名、委員若干名
3. 認定医及び指導医研修部会置き、委員長1名、委員若干名。教育研修委員会との連携を図りながら研修会を実施する

第3章 認定医の資格

第6条 認定医認定の審査を希望するものは、次の各項の条件をすべて満たさなければならない

1. 日本国の医師免許証を有すること
2. 申請時に日本精神神経学会専門医を有すること

3. 申請時に精神保健福祉法の定める精神保健指定医の資格を有すること
4. 申請時において、継続して3年以上本学会の会員であること
5. 第12章に定める認定施設において申請時まで2年の精神科救急医療の研修カリキュラムを修了した者であること。そのうちの0.5年間は精神保健指定医または日本精神神経学会専門医を取得した後に研修を受けていること
6. 5の期間に経験した、細則に定める精神科救急症例3例についての症例報告書を提出すること
7. 細則に定める研修会を申請時までの1年以内に1回以上受講していること

第4章 認定医の認定

第7条 認定医認定の審査を希望するものは、次の各項に定める書類を認定医制度委員会に提出しなければならない

1. 認定医認定申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2）
3. 医師免許証（写し）
4. 精神保健指定医証（写し）
5. 日本精神神経学会専門医認定証（写し）
6. 研修カリキュラムの修了書（様式3）、または、研修カリキュラム一部履修証明書と研修カリキュラム修了書（様式12）
7. 研修会参加証（写し）。
8. 細則に定める精神科救急症例3例の症例報告書
9. 審査料・認定料振込証明書（写し）

第8条 認定医認定の審査は、認定医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第9条 認定医認定の審査結果は、本学会会員報告会および機関誌などにおいて公示する。

第10条 本学会理事長は、認定医審査合格者に対して認定医証を交付する。

第5章 認定医の認定更新

第11条 認定医の認定は、5年ごとに更新するものとする。

第12条 認定医の認定更新の審査を希望するものは、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 認定から更新までの間、継続して日本精神神経学会専門医及び日本精神科救急学会認定医であること
2. 更新申請時、精神保健指定医であること
3. 認定医の認定更新までの5年間に、2年以上認定施設において従事
4. 精神科救急対応をした症例2例の症例報告書（細則）の提出
5. 細則に定める研修会を5年間に2回以上受講すること

第13条 認定医の認定更新を希望するものは、次の各項に定める書類を更新年度の3月末までに認定医制度委員会に提出しなければならない。

1. 認定医認定更新申請書（様式4）
2. 日本精神神経学会専門医認定証（写し）
3. 精神保健指定医証（写し）
4. 細則に定める精神科救急医療に2年以上従事した証明書（様式5）
5. 精神科救急対応をした症例2例以上のレポート
6. 細則に定める研修会を5年間に2回以上受講した参加証（写し）
7. 更新料・認定料振込証明書（写し）
注1. 指定する研修会とは第5条に定めた認定医及び指導医研修委員会が企画実施するものをいう

第6章 認定医の取消

第14条 認定医は、次の理由により、認定医制度委員会および理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき
2. 本学会の会則に従って、本学会会員の資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽などが認められたとき
4. 認定医の認定更新を行わなかったとき
5. 日本精神神経学会専門医または精神保健指定医が取り消されたとき

第15条 本学会理事長は、認定医として不適切な行為のあったものに対して、認定医制度委員会および理事会の議決を経て、認定医の資格を取り消すことができる。

第7章 指導医の役割

第16条 指導医は、認定医の認定を希望するものの研修を指導する。

第8章 指導医の資格

第17条 指導医認定の審査を希望するものは、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 本学会認定医を取得して3年以上研修施設で常勤（同一施設で週4日以上以上の勤務）として勤務していること
2. 日本精神神経学会専門医及び指導医を有していること
3. 精神保健指定医を有していること
4. 申請時において、継続して5年以上本学会の会員であること
5. 細則に定める日本精神科救急学会研修会を5年間に2回以上受講していること

第9章 指導医の認定

第18条 指導医認定の審査を希望するものは、次の各項に定める書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1. 指導医認定申請書（様式6）
2. 履歴書（様式2）
3. 本学会認定医証（写し）
4. 日本精神神経学会専門医証（写し）
5. 日本精神神経学会指導医証（写し）
6. 日本精神科救急学会研修会を受講した参加証（写し）
7. 申請まで3年以上従事したという認定施設管理者の証明書（様式7）
8. 審査料・認定料振込証明書（写し）

第19条 指導医認定の審査は、認定医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第20条 指導医認定の審査結果は、本学会会員報告会および機関誌などにおいて公示する。

第21条 本学会理事長は、指導医審査合格者に対して指導医証を交付する。

第10章 指導医の認定更新

第22条 指導医の認定は、5年ごとに更新するものとする。

第23条 指導医の認定を更新した場合には、認定医の認定も合わせて更新されるものとする。

第24条 指導医認定更新の審査を希望するものは、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 本学会指導医に認定されたのち本学会認定施設にて申請までの2年以上常勤として勤務していること
2. 日本精神神経学会専門医及び指導医を有していること
3. 精神保健指定医を有していること
4. 申請時において、継続して5年以上本学会指導医であること
5. 細則に定める日本精神科救急学会研修会を5年間に2回以上受講していること

第25条 指導医の認定更新を希望するものは、次の各項に定める書類を更新年度の3月末までに認定医制度委員会に提出しなければならない。

1. 指導医認定更新申請書（様式8）
2. 履歴書（様式2）
3. 本学会指導医証（写し）
4. 日本精神神経学会専門医証（写し）
5. 日本精神神経学会指導医証（写し）
6. この間に細則に定める精神科救急医療に2年以上従事したという認定施設管理者の証明書（様式9）
7. 日本精神科救急学会研修会を受講した参加証（写し）
8. 更新審査料・認定料振込証明書（写し）

第11章 指導医の取消

第26条 指導医は、次の理由により、認定医制度委員会および理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して、指導医を辞退したとき
2. 本学会の会則に従って、本学会会員としての資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽などが認められたとき
4. 指導医の認定更新を行わなかったとき
5. 日本精神神経学会専門医または精神保健指定医が取り消されたとき

第27条 本学会理事長は、指導医として不適切な行為のあったものに対して、認定医制度委員会および理事会の議決を経て、指導医の資格を取り消すことができる。

第12章 認定施設の要件

第28条 認定施設は、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本精神神経学会研修施設のうち精神科救急医療サービスを提供できる、細則に定める設備・体制等を有すること
2. 2名以上の本学会認定医が在職し、少なくとも1名は本学会指導医であること。ただし、細則第10条に定める猶予が認められる場合は、この限りではない
3. 細則に定める研修カリキュラムを有し、その研修を実施できること

第13章 認定施設の認定

第29条 認定施設の申請をする施設は、次の各項に定める申請書類を研修施設審査委員会に提出しなければならない。

1. 施設認定申請書（様式10）
2. 精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書（精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど）
3. 研修カリキュラム（様式11）

第30条 研修施設審査部会は、新たに申請された施設に関して、申請書類によって審査を行う

第31条 本学会理事長は、認定医制度委員会および理事会の議を経て認定された施設に対して本学会認定施設証を交付する。

第32条 認定施設の認定期間は5年とする。

第14章 認定施設の更新

第33条 認定施設は認定期間満了時に、認定施設の更新をすることができる。

第34条 認定施設の更新をする施設は、次の各項に定める申請書類を認定期間が満了する前に、研修施設審査委員会に提出しなければならない。

1. 施設認定更新申請書（様式13）
2. 精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書（精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど）

第15章 認定施設の報告義務

- 第35条 認定施設は、本規則第28条、第1項について、申請した内容に変化が生じたときは、速やかに認定医制度委員会に報告しなければならない。
- 第36条 認定施設は、本規則第28条、第2項について、在職する認定医と指導医の合計が1名以下になったときは、速やかに認定医制度委員会に報告しなければならない。
- 第37条 認定施設は、本規則第28条、第2項について、在職する指導医がいなくなったときは、速やかに認定医制度委員会に報告しなければならない。
- 第38条 認定施設は、本規則第28条、第3項について、何らかの理由で研修カリキュラムを実施できなくなったときは、速やかに認定医制度委員会に報告しなければならない。

第16章 認定施設の資格喪失

- 第39条 認定施設は、次の理由により認定医制度委員会および理事会の議を経てその資格を喪失する。
1. 本規則第28条に基づく申請内容に虚偽が判明したとき
 2. 本規則第28条、第1項に該当しなくなって3か月が経過したとき
 3. 在職する指導医と認定医の合計が0名となったとき
 4. 在職する指導医と認定医の合計が1名となってから1年が経過したとき
 5. 何らかの理由により研修カリキュラムを実施できなくなったとき
 6. 本規則第35条で定めた報告義務を怠ったとき
 7. 正当な理由を付して認定施設としての資格を辞退したとき
 8. 認定施設として認定を受けた日から満5年を経過したとき
 9. 本学会理事長及び副理事長全員が、認定施設として不適当と認めたとき

第17章 猶予期間における指導医の養成機能制限

- 第40条 認定医及び指導医の合計が1名になっても、認定施設資格喪失までに1年間の猶予があるが、この間の指導医の養成機能は、細則第10条の定めるところにより一定の制限を受ける。

第18章 認定施設申請の制限

- 第41条 本規則第39条第1項及び第9項により認定施設の資格を喪失した施設は、喪失した日から3年間、認定施設の申請はできない。

第19章 研修カリキュラムを一部終了した医師の保護

- 第42条 認定施設の資格を喪失した施設は、本規則に基づく研修途中の医師に対して、研修カリキュラムの一部履修証明書を発行しなければならない。（様式12）
- 第43条 認定施設は、本規則に基づく研修途中の医師からの要請があれば、研修カリキュラムの一部履修証明書を発行しなければならない。（様式12）

第20章 規則の変更

- 第44条 本規則を変更する場合は、理事会の議決を経て、代議員総会の承認を得るものとする。

附則

- 第1条 本規則は、2021年5月8日から施行する。
- 第2条 本規則の施行に関する細則は別に定める。
- 第3条 過渡的措置期間における受験資格要件
1. 過渡的措置の期間は本制度施行後2年間とする。
 2. 認定医は、申請時まで第6条1、2、3、4、6に加え、本学会認定施設にて2年以上常勤の精神科救急医として勤務し、申請時においても勤務していること。
 3. 指導医は、本学会認定医の条件を満たし、第17条1、2、3、4を満たしていること。

一般社団法人日本精神科救急学会認定医制度規則
施行細則

制定 2021年5月8日

- 第1条 日本精神科救急学会認定医制度規則の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。
- 第2条 認定医制度委員会の事務は、日本精神科救急学会事務局において行う。
- 第3条 すべての申請書類は、認定医制度委員会が年度ごとに公示する申請の手引きにて指定した方法で、認定医制度委員会まで提出する。
- 第4条 すべての審査は、申請年度の年度末までに終了する。
- 第5条 すべての審査結果は、本学会会員報告会、本学会機関誌などにおいて公示する。
- 第6条 認定施設の管理者の本規則に定める証明書に虚偽があつて資格を喪失したときには、次の項目が行われる。
1) 虚偽に関して本学会内部で公表する。
2) その後 3 年間は認定しない。
- 第7条 認定医制度に関わる研修会は次の項目とする。
1. 研修会とは本学会教育研修委員会が主催する研修会または年次学術総会とする。
2. 年次学術総会への参加の証は参加証とする。
3. 教育研修委員会が主催する研修会では参加証を交付する。
- 第8条 審査料、更新料、認定料は次のとおりとする。
1. 審査料 30,000 円
2. 更新料 30,000 円
3. 認定料 10,000 円
- 第9条 認定施設にて行われる研修カリキュラムでは次の項目を行うものとする。
1. カリキュラムの内容には、3, 4に示す講義と経験（救急での措置入院、医療保護入院に加え、3 カ月以内の退院支援及び入院中の訪問指導への同席、地域の支援施設等を交えたケア会議への参加なども含む）を含むこと。また本学会学術総会ないしは本学会教育研修委員会主催の研修会への参加を含むこと。
2. カリキュラムの修了は各施設で認定すること。
3. 次に示す項目に関する知識と理解を促すための講義を行う。なお、講義は本学会のガイドラインも参照すること。
a. 精神障害における救急と対応
b. 精神科救急症例に対する総合的評価と治療法
c. 精神科救急システム
d. 精神科救急におけるチーム医療
e. 精神科救急症例における関係法律と医療倫理
f. 精神科救急症例における退院支援、地域生活に必要な各種福祉制度等
4. 上記を習得するために、認定施設においては、夜間あるいは休日に、救急搬送あるいは警察官搬送、行政搬送による以下の精神科救急症例のうちいずれか 4 例を経験させる。なお、精神科救急症例で退院支援を行い、3 カ月以内に退院し、尚且つ関係機関と連携を取りながら、各種福祉制度を利用し、3 カ月以上再入院していない症例を含むこと。ただし、総合病院無床精神科においては連携病院への転医まででも可能とする。

- a. 精神病性の昏迷または興奮
- b. 躁病エピソード
- c. 自殺企図
- d. 急性の精神作用物質中毒、精神作用物質離脱状態または精神作用物質による急性期薬物精神病
- e. せん妄

第10条 以下に示す場合、本規則 28 条、第 2 項を満たさなくても、認定施設としての資格を維持して、その機能を全般的あるいは部分的に認める猶予期間を定める。

1. 在職する指導医 1 名だけで、制度発足から 3 年間に限り、認定施設の申請をすることができる。
2. 在職する指導医 1 名だけで認定施設として認定されれば、制度発足から 4 年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができる。
3. 在職する指導医が 1 名の認定施設において、在職する認定医がいなくなった場合、原則 1 年間、認定施設として資格を保持することができ、認定医及び指導医の養成をすることができる。
4. 在職する認定医が 1 名以上の認定施設において、在職する指導医がいなくなった場合、原則 1 年間、認定施設として資格を保持することができ、認定医の養成をすることができる。なお、この場合は在職する認定医が、研修カリキュラムの実施を代行することができる。

第 11 条 本学会認定施設が満たさなければならぬ設備・体制等とは、診療報酬における精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神疾患診療体制加算 1 または 2 または夜間休日救急搬送医学管理料の精神科疾患患者等受入加算等の本学会が定めるものとする。

第 12 条 本細則を変更する場合は、認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

第 1 条 2022 年 3 月 26 日 施行細則改定

一般社団法人 日本精神科救急学会認定医制度における
認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規

制定 2021年5月8日

改正 2022年3月26日

第1章 暫定認定施設認定について

第1条 暫定認定施設認定の申請

本制度発足から2年間に限り、暫定的に一般社団法人日本精神科救急学会認定施設(以下、「暫定認定施設」という。)認定の申請を行うことができ、また、在職する暫定指導医1名だけで暫定認定施設として認定されれば、制度発足から3年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができ、その申請を行う施設は、以下の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本精神神経学会研修施設のうち精神科救急医療サービスを提供できる、細則に定める設備・体制等を有すること
2. 1名以上の本学会暫定指導医相当のものが在職すること。ただし、細則第10条に定める猶予が認められる場合は、この限りではない
3. 細則に定める研修カリキュラムを有し、その研修を実施できること

第2条 暫定認定施設の申請をする施設は、次の各項に定める申請書類を研修施設審査委員会に提出しなければならない。

1. 施設認定申請書(様式10)
2. 精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書(精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど)
3. 研修カリキュラム(様式11)

第3条 研修施設審査部会は、新たに申請された施設に関して、申請書類によって審査を行う。

第4条 本学会理事長は、認定医制度委員会および理事会の議を経て認定された施設に対して本学会暫定認定施設証を交付する。

第5条 暫定認定施設の認定期間は本制度発足から3年間とする。

第6条 本制度発足から3年間以降に暫定認定施設から認定施設への移行を希望するものは、規則第13章 第29条に従って申請すること。

第2章 暫定指導医認定について

第7条 暫定指導医の申請

本制度発足から2年間に限り、暫定的に一般社団法人日本精神科救急学会指導医(以下、「暫定指導医」という。)認定の申請を行うことができ、制度発足から3年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができ、その申請を行うものは、以下の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本国の医師免許証を有すること
2. 申請時に日本精神神経学会専門医及び指導医を有していること
3. 申請時に精神保健福祉法の定める精神保健指定医の資格を有すること
4. 申請時において、継続して5年以上本学会の会員であること
5. 第1章の暫定認定施設で常勤(同一施設で週4日以上勤務)として3年以上勤務していること

第8条 暫定指導医認定の審査を希望するものは、次の各項に定める書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1. 指導医認定申請書（様式 6）
2. 履歴書（様式 2）
3. 日本精神神経学会専門医証（写し）
4. 日本精神神経学会指導医証（写し）
5. 申請まで 3 年以上従事したという認定施設管理者の証明書（様式 7）
6. 審査料・認定料振込証明書（写し）

第 9 条 暫定指導医認定の審査は、認定医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第 10 条 暫定指導医認定の審査結果は、本学会会員報告会および機関誌などにおいて公示する。

第 11 条 本学会理事長は、暫定指導医審査合格者に対して暫定指導医証を交付する。

第 12 条 暫定指導医の認定期間は本制度発足から 3 年間とする。

第 13 条 本制度発足から 3 年間以降に暫定指導医から指導医への移行を希望するものは、規則第 9 章 第 18 条の「3. 本学会認定医証（写し）」に代えて、暫定指導医証を提出すること。

第 3 章 内規の変更

第 14 条 本内規を変更する場合は、認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

第 1 条 特定暫定指導医について

第 7 条において 1, 2, 3, 5 を満たしている場合、4 の本学会会員年数は、2024 年 3 月末で継続して 5 年以上であれば申請時に 5 年未満であっても特定暫定指導医として申請できる。

第 2 条 特定認定施設について

常勤精神科医師数が 8 名に満たない医療機関が、第 1 条 1, 2, 3 第 2 条 1, 2, 3 を満たしている場合、特定認定施設の申請を行うことができる。特定認定施設は、指導医 1 名で、認定医及び指導医の養成ができる。特定認定施設の認定期間は 1 年で、連続して申請することを妨げない。